

議会運営委員会記録

令和3年7月28日（水）

開議 13時 01分

閉議 14時 33分

第4委員会室

出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、西村議員

〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

議題

1 陳情審査の流れの検討について
（請願者等の意見陳述について）

2 その他

(1) 議会傍聴者等へのアンケート結果について（令和3年6月浜田市議会定例会議分）

(2) その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[13 時 01 分 開議]

笹田委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は10名で定足数に達している。レジュメに沿って進める。

1 陳情審査の流れの検討について（請願者等の意見陳述について）

笹田委員長

こちらは前回の議会運営委員会で、各会派で再度協議していただき、本日詳細な流れを検討することとしている。

前回までで決定したことは三つある。一つ目、付託までの流れは前回の資料どおりとする。二つ目、締め切りは議会運営委員会の1週間前とする。三つ目、意見陳述は引き続き試行を実施することとする。この三つは決定して確認している。

本日は資料にあるとおり2点、9月定例会議での審査の流れ、もう一つは改選後に検討する流れについて検討する。

まず9月定例会議での審査の流れについてである。こちらは前回の議会運営委員会の意見を踏まえ、正副委員長と議長団との協議で作成している。今回は委員会条例の改正を行わないこととしているので、その流れで検討したい。案を資料にてお示ししているのでごらんいただきたい。

流れとしては全てを付託し、審査を行うこととしている。そのため今まで行っていた議会運営委員会で陳情書取扱基準で、配付のみ、付託するものを省いて、取扱基準導入前の流れと同じで進めていきたい。ご意見があればお願いします。よろしいか。

（ 「はい」という声あり ）

では9月については全て付託し、委員会で採択・不採択を決定していただけたらと思う。それでよろしいか。

（ 「はい」という声あり ）

続いて9月以降の陳情審査の流れを検討する。四つの案が出ているが、改選後に陳情審査の方法、意見陳述については議論の必要性があるとお伝えしている。現在審査において課題解決する方向で申し送りをすべきであると考えていて、これまで議論している。本日はこの案について検討したい。

最初に前回柳楽委員から、請願と陳情の違いについてはしっかり議論すべきではないかという意見をいただいている。正副委員長と議長団も協議したのだが、やはり請願と陳情の違いをしっかりと議会で把握しておかないと、陳情審査についてもなかなか決定することは難しいのではないかという話をしている。

というのも、今までどおり陳情と請願は同じという流れになると、審査方法もそれに近づけないといけないし、請願と陳情は違うのだ

となれば、それなりの審査方法を考えていく必要がある。重みといえどどちらも市民の大事な権利だが、請願については憲法、地方自治法で定められており、しっかり結論を出すことが決まっているが、前も話したとおり陳情については地方自治法で定められていない。各自治体によって陳情の取り扱いについては決定してもよいことになっている。やはりそのあたりで請願と陳情の違いを議論していかないといけないと思っている。

柳楽委員からそういう意見があったので、請願と陳情について意見があれば願います。

柳楽委員

委員長が言われたように、そもそもの位置づけが違っているのだと思う。私も詳しい内容はわかっていないが、陳情は議会でいろいろ検討して決めることはできるということなので、請願とそこまで極端に差を設ける必要がないという考え方もあるのかもしれないが、そもそもの重みの違いはあるようなので、一定程度は違う扱いが必要なのかと思うし、陳述を行うという部分でも、議会によって決定されればよい事項でもあると思うが、陳述の扱いも請願と全く同じでよいのかというところは少し疑問がある。根本的なところを知りたい。そういうことも含めて議員間で、どうすべきか検討していただけたら。

笹田委員長

先ほど言ったように、やはり違いはそこだけである。憲法で定められている請願と、陳情は各地方議会自律・権裁量で定められ、という記述しかない。浜田市議会は限りなく請願と陳情が同等に近いやり方でやっている。違いは紹介議員がいるかないかと、本会議で議決するかどうかの違いであって、ほかの地方自治体は、資料をごらんいただきたい。このくらい差をつけて請願と陳情を分けている自治体もある。

今までどおり皆と議論して、浜田市議会としては請願と陳情は同等程度でやるべきだというのがあれば、審査についても同等でないといけないと思うが、このくらい差があるので、陳情については請願とは違うのだという考えでやるなら、そのように審査するべきだと思う。

ただ我々も今まで、請願と陳情の違いについてこの委員会では審査方法が同じなので、上がってきたものは真摯に審査して結論を出してきた経緯がある。陳情と請願の違いについて何かしら意見のある方はお聞きしたいのだが。

澁谷委員は、同等に扱うべきだという意見はこの間言われていたが。

澁谷委員

紹介議員の有無をどのようなウエイトを持つかという違いだけであって、名称が違うだけ。紹介議員の有無をどう評価するかの違いだと思う。あとはタイトルが請願か陳情かの違いなので。それを浜田

岡本委員

市議会がどう考えるのかということ。

紹介議員がいるということは、その内容について十分熟知して、それをもってやっているわけだから、重いものだと私は思っている。したがって、陳情と思いは一緒かもしれないがそれは個人の思いであって、請願についてはそれに伴う紹介議員がいるのだから、その紹介議員の思いも一緒にあるものとして、重いものと受けとめるべきだと思う。

道下委員

先日会派で協議した件だが、岡本議員がおっしゃった。市民によっては紹介議員と言いながら、議員とあまりつながりを持っていない方も多々おられるのだということも十分考えられる。そのあたりを考慮するとやはり陳情も、ある程度の重みはあるのではないかと、会派で協議した。

牛尾委員

もともと、陳情と請願は明らかに内容が違った。例えば、犬がおしっこをして鉄柱が倒れたというような案件を、間違っても請願で出す人はいなかった。だから具体的にどう違うのかと言われればなかなか言葉で紹介しにくいのだが、陳情と請願にはおのずとその中身、重さの違いがあった。根拠はないがそういうものだった。

最近を見ると、そうではないというか、本来の道を外れたようなものが多いので、それは浜田市議会としてルールをつくることは必要なのではないか。皆、頭の中は違うので、すれ違いで議論したところで、どこに行くかわからなくなる。

先ほど柳楽委員が言われた、陳情・請願の冒頭陳述と言われたが、冒頭陳述はあくまでも市民が議会参加する切り口の一つなので、請願・陳情ということではない。議会改革ではそのように考えている。請願だから冒頭陳述がある、陳情だからないではなく、市民の議会参加と同じで、新しい市民参加なので、請願・陳情の差異とは別だと思う。次長違うかな。

下間次長

意見陳述のときの趣旨は、市民参加を目的としたわけではなく、陳情や請願の審査をよりわかりやすくする、どのような趣旨なのかを十分理解するために意見陳述するという目的で、議会基本条例にも載せようかと検討してきている。議会基本条例の市民参加のところに入れようというものではあったが、一番の目的は自分たちの審査の充実のためという切り口で、検討結果として報告している。

牛尾委員

そうだったのだろうか。

下間次長

はい。

牛尾委員

この間のマニフェスト研究所でも、大津市は市民参加の新しい切り口としている。市民にいかに議会に入ってもらい、議会に関心を持ってもらって、みずから立候補する人を増やすためにはそういった参加する体験を市民にしてもらわないとそうならないだろうということだと思っていたが。

下間次長

そういう市議会もあったし、うちは「議会は請願または陳情について、その趣旨を的確に把握し審査の充実を図るため、請願者または陳情者が説明または意見陳述をすることができる機会を設けるものとする」ということを、特別委員会での検討結果にしている。

牛尾委員

それは今の話だが、請願でも陳情でも差別はない。

下間次長

はい。しかしこれは結局は基本条例の改正には至ってないので、特別委員会としてはこのように検討結果を出したが、これはまだ基本条例にうたっていないものなので、今後変えることもできるが。

笹田委員長

ほかには。

三浦委員

陳情と請願は言葉が違う、ものが違う。浜田市議会で陳情制度が設けられたのはなぜなのか。請願という制度があって、それだけでは、仮に紹介議員が要ることで要望がなかなか出しにくいといったことがあったので、陳情という制度がもう一つ設けられているのか。

(「市長陳情とかね」という声あり)

下間次長

ええ、執行部には陳情。

三浦委員

なぜ陳情というものが設けられたのか。仮に、紹介議員が要ることによって、もちろんそれは議員の代表者がそこに賛同するものなので、それはしかるべき取り扱いをされていく。そうでなければ、紹介議員がいなければ、市民は自分の要望や意見を伝えることができないのか、となってしまうと、市民の要望する場所が非常に狭くなってしまいますので、陳情という機会を設けて、紹介議員がなくても意見を取り扱う場、機会を設けるといって、仮にそういう意味合いで陳情という制度を設けられたのであれば、そこは議会としてその機能を担保するのかどうかという話にもなるし、陳情と請願の入り口のところで大きく違うわけなので、陳情という制度は残しておく必要があると思う。

その仮説に基づくなら、広く要望・意見を聞こうというならまずは聞く、その後それを受けて委員会で審査するのか、しないのか、その後本会議で採決するのかしないのか、その後の判断を一つ一つ決めていけばよいのでは。

下間次長

陳情という制度を浜田市議会が取り入れたとか、取り入れなかったとかというのではなく、陳情というものは多分どこの市議会にもあるものなのだと思う。住民の権利として、市長部局にあるように。それが陳情か請願という言葉の違いで、請願は紹介議員がつくものを指し、何かをお願いする陳情とはどこの市議会でもある。

三浦委員

制度ではなく。

下間次長

制度ではなく権利。浜田市議会はきちんと制度化してない。

三浦委員

陳情という権利が市民にあって、制度はない。つまり、請願という制度はあるが陳情という制度はない中で議論していくと。

下間次長

制度がないと言い切るのも少し難しいのだが。

笹田委員長
三浦委員

制度は、市議会ではある。委員会条例などで定められていて。だからその制度として浜田市議会で設けられていて、それにのっかって委員会でも今は採択・不採択ということをしている。しかし、浜田市としてなぜ陳情制度を設けたのか。市民に陳情の権利があることと、陳情の制度が市議会にあることは少し違う話なのかと。であれば後者の整理をするという話。

芦谷委員

憲法で請願権というのがあって、請願は請い願うものである。そして請願の一つの形態の中で、請願書になるかもしれないし、陳情になるかもしれないし。国民の市政参加は請願権の中に請願も陳情も入ると見たほうがよいと思う。こちらは憲法、こちらは地方自治法みたいなことではなく、同じ請願権の中に、請願で対応する場合もあるし場合によっては陳情を、市長が議会がする場合もあるし。

笹田委員長

とりあえず請願権で定められているのは請願であって、陳情は地方自治法上、会議規則や陳情審査を義務づけてないのが実情である。そこを、浜田市議会として考えないといけないというのがもともとの趣旨なので、そのあたりは幾らでも考え方が変えられるということである。ただ、岡本委員が言われたように重みが違うと言われる議員もおられれば、同等にすべきという議員もおられるので、これについては会派に一度持ち帰ってもらい、話をしてもらって、浜田市議会としてどうしていくか、今後の審査方法に左右されるものだと思うので、そういうことをしっかり議論すべきかと思う。

三浦委員が言うように、我々も入ったときから陳情があって、同じやり方でやっているので歴史について申し上げられず申しわけない。きちんとした方向性を出したい。

牛尾委員

委員長が言われるように持ち帰ればよいのだが、例えば今送ってもらった資料も含めて、基本的な資料を頭に入れてもらって会派で議論してもらわないと、何となく思いつきで議論してもらっても意味がないので、基本のベースを頭に入れてもらって、ペーパーでプリントアウトしてでもそういうことを学習してもらった上でどうなのかをやってもらわないと。お願いします。

岡本委員

私が議員になった当時のことを少し思い出した。そのときにベテラン議員が、請願と陳情の違いは一体なにかということで聞いた。請願はかなり広い範囲の意味で、問題があってそれを解決してほしいというのを踏まえて紹介議員がいるものである。陳情はどちらかといえば幅がかなり狭く、個人の権利を含めて、そういうものについて議員が個別に扱っていくことは難しいだろうと。請願のような形で紹介議員になることは難しいだろうから、そこは陳情だと言われたことがあった。

だから私は市民からいろいろなお話が来るときに、大衆的か個人的かを判断し、それなら請願でよいのではないかと、私が紹介しよう

笹田委員長

ということでやった。陳情者をフォローするような話を議員間の意見交換もした。そういう位置づけも一つ参考にしていただければ。

牛尾委員や岡本委員から意見があったが、請願とはこう、陳情とはこうというものを、タブレットの今日の議会運営委員会のところに、後程事務局と相談して入れようと思う。

牛尾委員

全議員に入れてもらえばよいのだが。

笹田委員長

もちろん全議員に入れる。それで協議していただけたらと思う。オブザーバーから何か意見はあるか。

西村議員

私は知識があるわけではないが歴史的に遡れば、多分陳情という制度は広く、しかも歴史的には古くからあったのだろうと思う。それを憲法ができたときに、基本的権利として地方自治法にうたったのが請願だと私は理解している。ただ、ものの本に書いてあるといった理解ではないので、私の個人的な経験に基づいた意見なのであまり根拠はないが、そういう関係ではないかと思っている。

笹田委員長

申しわけないが今回に間に合わなかったので、明日以降にタブレットに入れさせてほしい。

では本題に戻りたい。資料をごらんいただきたい。これは改選以降の陳情審査の流れの案だが、これは前回皆にお示ししたものを表示している。例2は陳情についても載せている。案1から4までで、先ほど言ったように請願と陳情がやはり違うとなれば、案4で山水海は全然問題ないと思うのだが、同等にやるべきと判断するのなら、請願に準じてやるべきかと思う。

今回これを見て何か意見があれば。もしくは会派で再度話し合った結果などがあれば意見をたまわりたいのだが。いかがだろうか。

案1が今回9月でやるやり方そのものである。全部議長が各委員会へ付託して、委員会で陳述を希望する人には全てしていただき、審査した後に採決する形である。

案2は、以前の協議で出た案で、付託ではなくあらかじめ送付という形で委員会に送付して、取り扱い基準を使って委員会で、配付すべきものか、付託されるべきものかを判断し、議長が再度付託すべきと思えば各委員会へ付託する。付託の必要がないものは配付すると決定して、委員会で付託された陳情の審査、採決を行う。これも配付以外の付託されたものについては、意見陳述を希望する人に行ってもらおう。

案3は、陳情とは全て議長の判断によって扱いが決まってくるもので、委員長が取り扱い基準を適用して、委員長が判断して、配付にすべきか付託すべきかを決めて委員会で審査・採決を行う。

案4は、付託はせず配付のみにして、委員会で配付されたものを執行部や議員間で協議して、必要であれば委員会でしっかり追いかけていき、陳情の実現に向けて協議していく。または、今継続にな

っているものとか、既に行われているものは採決するわけではなく、引き続き続けていく形になるので、これに関しては意見陳述はなしという形で。

以上4案についてご意見があれば。

道下委員

先日皆で協議し、案1でよいという確認をした。今回また、請願と陳情のくだりを皆が研究したものを我々全員に配付するといった流れから、また会派で協議するべきなのだろうと思っている。

三浦委員

これまでも各会派の考え方でどの案がよいかを伺っているが、我々としては変わらず案4ということで今のところは考えている。ただ、またこのように改めて整理していただいたが、それぞれの案にメリット・デメリットがあると思うので、そうしたものをもう少し整理していくと、判断しやすいかと思う。

岡本委員

私の認識では、案1のことだが当面9月定例会議はこれでいくと思っていた。しかし改選以降の陳情審査の流れ案ということは、この場でもう決めてしまおうということではないのか。

笹田委員長

こういう議論があったということを送りにしようかと思っている。

岡本委員

つまり我々はまだ議論する余地があるということか。

笹田委員長

はい。

岡本委員

我々としては持ち帰って検討はしたいと思うが、案4だと我々議員がいろいろなことをやらなければいけない。所作が増えるのだろう。日程が取れるのか。もともと私は今のやり方で何ら問題ないと思っているので引き継ぐべきだと思っているが、こういう案も出たから会派でしっかりもんでみたい。私の個人的な意見は、変えてはならない、である。

芦谷委員

こうしていろいろ議論されて示された案1でもよいと思う。

柳楽委員

最初の段階から申し上げているように、公明クラブとしては案1でよいと考えているが、先ほどから話があるように意見陳述の部分をどうするかは考えていかないと。全てを意見陳述する必要があるのかというのもある。そこを議論しないといけない。

笹田委員長

最後に意見陳述の話も出たが、それについても9月も試行でやって、課題が出ている部分もあるのでそこも含めてしっかり議論して、申し送りして、改選後にしっかりという形を取りたい。

請願と陳情の違いについてと、もう一度改選後の審査方法案について協議していただき、次回また審議できたらと思う。

三浦委員

先ほども申し上げたのだが、山水海としては案4を提案しているが、案1、案2、案3それぞれと比較したときに、優れている部分、例えば案1のここは優れているがこの点については案2のほうが優れているとか、そういったものは各案にあると思う。それを整理した上で会派に持ち帰って協議したほうが、各案の特徴を踏まえた上で。

先ほど牛尾委員からもあったが、なぜ今この四つが出ていて、それぞれどういう特徴があるのかの認識を一緒にして持ち帰ったほうが、次に集まったときに協議がスムーズに進むのではと思って。そのメリット・デメリットを共有するのか、あるいは今後整理した上でそれをもって会派でやるのか、前提条件としてももう少し情報が整理されているとよい。

笹田委員長

それについて議論したい。とりあえず山水海から、案4のメリット・デメリットがあればご披露いただきたい。

三浦委員

案4の場合、これまでも申し上げていたように採択・不採択の基準が今は正直、曖昧だと思う。同じ考えを持っていても採択と判断される方もいれば、不採択と判断される場合がどの委員会においても見受けられるのが事実としてある。そうしたことを避ける意味で、採択・不採択と表決する必要性があまりないのではないかということをおっしゃっている。

陳情に対してそれをどう扱っていくかが重要であって、その後の取り扱いについて委員会の中で、これは取り扱うべきなのか、これは伺った上で今後の審議の参考にしようとするものなのか、そうしたところを各委員会で判断して、必要であればきちんと委員会の総意として追いかけていくことができるし、現状執行部に確認すればそれで終わるものもあるので、これは先ほど申し上げたように、確認できればあえて採択・不採択を決定する必要がないものもあると思うので、そうした中で整理していけば案4の仕組みでも十分に市民からいただいた陳情について、議会としてのきちんとした対応は取れるのではないかと考えている。

デメリットとすれば、陳情者が自分の考えが議会にどのように扱われたのか、採択されれば議員が賛同してくれたことが明確にわかるのだが、案4の場合にははっきりと採択・不採択という形の結論が出ないので、そうしたところはほかの案と比べると、地上者にとってわかりにくい部分があるのかと思うが、そのデメリットに対しては委員会がきちんと追いかけている姿勢をお見せすることで、十分に担保できると私は思っている。これが山水海の見解である。

岡本委員

私が先ほど言った、審議する期間が増えるのではないかという点を聞きたい。今このスケジュールでいえば例えば、まず議長が陳情・請願を受ける、配付先委員会を決定するときに、議会運営委員会で受理したものをやっていた。そういった位置づけ。議長が陳情を受ける。請願を受ける。その中で陳情で、配付先委員会を決定する行為があり、その時に議会運営委員会で、これ。

笹田委員長

見てわかるように「省略可」と書いてある。これは議会運営委員会では扱わない。

岡本委員

扱わないのか。理解した。そうすると3番の、議長が全員協議会

で配付先を周知する。これは議会開会された際にやられている。委員会を開催し、執行部へ進捗や内容を確認するというのは委員会の中でやるのか。それなら今やっていることと一緒である。委員間での協議の必要性を確認する、これも同じことか。

三浦委員

はい。

岡本委員

理解した。私はもう一つ委員会を開催して執行部を呼んで、細かいところの協議もして陳情審査に移るのかと思った。だから我々議員としての仕事が多くなる、併せて日数が要ということは期間が長くなるのではないかと思ってお聞きした。

三浦委員

委員長も言ったが、議会運営委員会の部分は省略可として、案1から3の流れと一緒にできるかと思う。執行部へ進捗や内容を確認というの、現状、陳情者の内容について執行部に現状確認は今も委員会においてしていて、進捗が判断されているかと思う。それを受けての採決に移っていると思うが、そこで採決せず、進捗状況を執行部に確認した後に、その委員会として、現状もっと深掘りしたほうがよいとか、あるいは委員会として協議したほうがよいのではということ、委員の中で協議してその後取り扱いをどうしていくか決定していくという流れである。それを陳情者に対して戻していく、ということではよいのではという考えなので、日数的にはさほど変わらない認識でいる。

岡本委員

今の説明からいくと、最後の分がある。要はその内容について、再度ここでは決定せず次を検討する。ここでもう検討する時間が増えるということか。

三浦委員

必要に応じて増えると思う。しかしそれは、今の委員会でもそれぞれに政策討論やそういうテーマを掲げて開催していると思うが、そうした形で場合によっては増えると思う。

岡本委員

そういうことも含めて、今この中で、委員会条例の改正が必要とされている。その改正とはどの部分を指しているのか。

近重書記

要は採択・不採択・一部採択ということをしなないということ。今の委員会条例はそこをまたうたう必要がある。

岡本委員

もしかしたら開催するかもしれないという一つのところがあるなら、そこも条例改正が起きるのではないかと思うがどうか。

近重書記

それはない。

笹田委員長

委員会条例の改正が必要という部分は、今の委員会条例は陳情について、結果を出すという決まりになっている。採択・不採択・一部採択のどれかに。案4の場合、審査はするが結論を出さないケースがあるので、結論を出さなくてもよいという形にしないと条例に違反してしまうため、条例改正が必要になる。

岡本委員

理解できた。

牛尾委員

今話を聞いていると、陳情される市民はやはり採択を求めて陳

情書を出されると思う。実現不可能なテーマ。例えば、黒沢安城線は予算がかかるので毎年陳情される。例えばかつてあった幼稚園の統合問題も束になって署名運動もして1万人集めないと阻止できないという大きい問題もある。陳情によって自分たちの願意を市に届けて、それを認めてほしい、採択してほしいということからそういう行為に至るわけなので、陳情者もしくは市民からすれば、当然結果を求めるために陳情されている。今までの流れは。そういう流れの中でそれを全く変えるというのは、事前に市民に周知していかないと、市民の理解が得られないと思う。

三浦委員

三浦委員が言うような方法のほうがやりやすいとは思いますが、そういうことを市民は求めているのではないのでは。結果を求めている。

牛尾委員がご指摘されたように、このように新しく変えることによって懸念点はすごく出てくると思う。今も陳情者の視点に立ってみれば、やはり自分の願意を議会がどう判断したのかを求めるのではないかという認識であれば、山水海の案4はそれにマッチしない部分もあるかと思う。そうしたところを尊重して陳情制度があるのだということを確認する意味でも、今のような話をここでしながら第4案より第2案がよいと結論を出せば、より一層陳情制度への共通認識が持てるのでは。

牛尾委員
三浦委員
牛尾委員

案4は、案とあるとおりにあくまで提案であって、牛尾委員の今のような発言を引き出すきっかけになればよいのではとと思っている。陳情者のスタンスに立ってみれば、という意見は参考になった。

案4が悪いと言っているのではなくて、もちろんである。

これからどのように市民参加といったことを議会活動の中心に置いていくかを考えると、やはり願意をもって市民が行動されることについては、一定の見解を議会として示さないと、議会の存在価値はないと思う。

実は案4でいければ楽だと思ったりするが、それもあるので。別段、案4が悪いという意味で言っているのではないので誤解のないように。

岡本委員

今のやりとりを聞いていて、案4でもよいのかなと個人的には思っている。その意味合いは、陳情者の願意があるのだと言われたが、我々が陳情審査するのにいろいろなことを聞いても、実際意見を言う議員もいれば言わない議員もいる。いろいろな感情があるのはもちろんである。これはもう少し、議員間でしっかり議論するのだという立ち位置で願意をしっかりと取ってあげるのも必要だろう。そうでなければそうとしていくというのは、私はある種あってもよいのかと思っている。

笹田委員長

牛尾委員はその場で審議するべきと言われるが、現状を見ればその中が非常に難しい環境にある。そうすれば、この案4はある種正解だろうと思った。

案4について説明していただき、意見もいただいた。こういうところをしっかりと議論していただき、案について認識がより深まればよい。

案1についてのメリット・デメリットだが、案1は前からやっていたので皆もご理解するところだと思うので、ここは今までどおりということでご理解いただきたい。

案2についても、前回やった取り扱い基準を適用して配付すべきものを決定するのだが、その場合はデメリットとしては回数である。まず委員会をそのためだけに開いて、配付にすべきかどうかを議長に伝えて、議長が再度付託という形を取ることで、時間がかかってしまうというデメリットはあると思う。

第3の取り扱いについては議会運営委員会に振らないので、議長の判断となると議長の責任が。もちろんもともと議長の責任のもと取り扱いを決定するのだが、諮問機関である議会運営委員会を飛ばして議長が判断するとなると議長の負担が。

牛尾委員
笹田委員長

議会運営委員会には諮問機関ではない。

失礼。諮問機関ではないが議会運営委員会に振っているのだが、議会運営委員会を飛ばして議長判断のもとでやることになる。

案2、案3のメリットとしては取扱基準を適用するので、必要ない陳情については委員会で審査する必要もない、というメリットはある。

案4は皆ご存じだと思うが、議会運営委員会で取り扱い基準を決定して、その中で配付すべきかどうかを決めて、それ以外は議長が各委員会へ付託する形である。

こういった点がメリット・デメリットである。これをもとに各会派で議論していただき、次の委員会にご用意いただければと思う。

次に意見陳述だが、今は試行なので9月はそのまま行うとのことだが、今までどおり3分ですということによろしいか。

(「はい」という声あり)

では前回同様の形でやろうと思う。ただ、今後についても9月が終わった後に、意見陳述についてはどういう取り扱いにするかを踏まえて、9月定例会議には陳情を聞いて、課題もしくはよかったところ、悪かったところがあると思うので、その辺も会派で話し合っただけで12月定例会議にどのようにすべきかを取りまとめて、申し送りしようと思うので、そのあたりもよろしく願います。

2 その他

(1) 議会傍聴者等へのアンケート結果について（令和3年6月浜田市議会定例会議分）

笹田委員長
古森局長

事務局長から説明をお願いします。
この6月定例会議においては6人から意見が出た。また全議員に周知したい。

笹田委員長

こちらも各会派で確認していただきたい。

(2) その他

笹田委員長
柳楽委員

その他で何か。

前回も少しお話ししたと思うが、6月定例会議のときの委員会開始前または休憩時間の傍聴者の行動について。休憩時間においても一定程度の決まり事をつくる必要があるのかなと、委員会でも話が出ており、そこはしっかり協議していただきたいということと、ビデオ撮影の件なのだが、委員会ですらそういう話も出ている。

原則、今は公開ということで議会でY o u t u b eに即日公開されているので、特に傍聴者が撮影をされる必要はないのではないかと。公開という意味でいうと必要ないのではと思っている。そういったところを皆で議論していただき、できるだけ、どの委員会でも同じ対応が取れるような形にさせていただけたらうれしい。

岡本委員

柳楽委員がよいことを言われた。私もどこかの機会でこれを言わなければいけないと思っている。福祉環境委員会でも撮影が行われた。もともと撮影をすることについて個人が撮影されていた部分について議論されたところから、公的にY o u t u b eに公開するようにしたのに、今度は個人でまだそれを残して、また新たな動きをされている。これはよくないだろうと私も思う。

状況を見たいならY o u t u b eを見ていただければよいわけで、柳楽委員の意見には私も同意見である。

笹田委員長
下間次長

事務局から、撮影等々の傍聴規程をご説明いただきたい。

議会の傍聴規則で、平成30年にどうも改正されているのだと思うが、傍聴人は議長が適当でないとき、傍聴席において写真、映画などを撮影してはならない。原則「してもよい」ほうに改正をされた経緯があるのではないかと。以前はそうではなかったと思うが、平成30年に改正されているので。

岡本委員

そうであれば私は変えるべきだと思う。このことについては。当然公開はしているのだから、公開以外に撮影する必要のないわけだから。そういう解釈ができるなら変えるべきだと私は思う。

牛尾委員

原則公開の考え方で平成30年にそうなのだが、全てが良心に基づいておやりになっている方ではない。例えば今の場合でいうと、この間小川委員が陳情に反対された。するとカメラを持って追いかけて、なぜ反対したのかと問われたと。それはもしかしたら暴力ではないかと思う。そういうことが公然とされている。

庁舎管理権もあるし、秩序を守れといっても秩序の根拠がよくわからないが、自分が出した陳情を認めなかった議員ターゲットにしてカメラを回しながら追いかけ、それにコメントをつけてアップする。そういうことが平然と行われている。そういうときには警察に電話してきてもらうといったことを断固しないと、市役所内がぐちゃぐちゃになる。

議員だけならよいが、職員にもそういう事例がある。職場にカメラを置いて。それは僕らの話ではないが、どこかで線引きする必要があると思う。悪意をもってそういうことをする方が実際にいるわけだから、どこかできちんとしないといけない。

芦谷委員

やはり本会議場も全員協議会室も議場を整理するという仕事はあるので、正副委員長、議長団にはしっかりと、毅然と対応してほしい。休憩時間中に冗談でも会話をしている議員がいる。こういったことが、つけ上がっているのだ。我々は休憩時間中にも採択などを考えて行動するので、そこはきちんと。もし冗談話をしたいなら出てやってもらう。中ではやはり、向こうから話があっても議員も断って、もし話があれば出て行ってやってもらう。そういうことをしないと、議会側の対応が甘い、甘い議員がいる、そのことによって本人がつけ上がっていると思う。

議場の整理という権限で、正副委員長、議長団にはしっかりと徹底してもらいたい。

笹田委員長

ほかに意見はあるか。先ほどの、カメラだが、議長が云々の部分を再度願います。

下間次長

議会の傍聴規則である。本当は本会議の傍聴規則。委員会の傍聴規程には、「傍聴人は委員長が適当でないと認めるときは傍聴席において写真・映画などを撮影してはならない」。委員長が適当でないと認めるときは、やはり原則はよいが、委員長が適当でないと認めるときは、撮影してはだめだと。

岡本委員

では、これはよくて、これはなぜだめなのだ、ということが起きているのが事実である。そうであればこの部分を変えるべき。もうきちんとYouTubeに出しているのだから。そのことも私は提案したい。

下間次長

皆の同意があれば変えてよいと思う。傍聴規程は規程なので。

笹田委員長

一応会議は原則公開にしているのでどこでも見られるが、もし議員の任務にかかわる使い方をされると、絶対にいけないと私も思う。そのあたりは議会としても議員を守っていく対応は必要かと思うが、委員長1人の判断で撮影をやめるよう言うのは難しい部分があるが、この方はこういう使い方をされるのだということであれば、今の規程のままでも委員全員で話して、開始と同時に撮影をやめてもらうよう伝えることも、規程内でできるとは思うのだが。

柳楽委員

それでもし聞かなければ、傍聴人に退場していただく手段しか取れないと思う。今のルールだとそういった形しか取れないと思う。もし規程をつくるのであれば、一切撮影禁止という元に戻る。

そもそもそれが変更になった時点では、Y o u t u b e の公開は始まっていたのか。

(「始まっていた」という声あり)

委員会の公開もか。

牛尾委員

28年から始まっていた。

笹田委員長

生配信は少し遅かった。

柳楽委員

委員長の判断でという話もあったが、例えば不規則発言があった場合でも「お静かに」という促しをするが、なかなか聞いていただけない現状もある。そういった点を考えると、そのときの判断でという形にしておくのはどうなのかと私自身はある。

笹田委員長

ほかに意見はあるか。確かに正副委員長の判断は重いので、違反した場合は傍聴者に退席を願うことは可能か。

下間次長

違反に対する措置というのがある。傍聴人がこの告示に違反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。「退場してください」と伝えるくらいだろうが。なかなか引っ張っていくことまでは。

笹田委員長

今岡本委員からもあったが規則について変更していくのか、今の状況のまま規則で対応していくのかで大分変わってくる。それについて意見があれば。

道下委員

それこそ党派に持ち帰るか、全員協議会での問題になるのではと思うのだが。

笹田委員長

議長はどう思うか。

川神議長

皆の話を聞いて、実際には委員長が委員会を運営する時点においてもいろいろなプレッシャーもあって大変だと思っている。

議会改革の中で原則公開ということに関しては、やはり基本的にそうだろうと当然思っている。既にY o u t u b e で配信しているものに被せてほかの映像を撮る必要の有無に関しては、少し検討して、もし何らかのことで、情報公開に関係するならばまた考えていけないといけないのかと。規則の分で考える必要はあるかもしれない。どのような形でこれを進めていくかは、私が決める問題ではないので、例えば議会運営委員会や委員会の意見を聞きながら、よい形で変えるなら変える方向に行かねばいけないだろう。

個別に、ここはこうする、ここはやめさせるという問題ではなく、原則情報の公開は担保される中で、どのように議員活動が円滑に行われるのか、職員も含めて風通しのよい職場になるのかを含め、考えないといけない問題だと思う。

笹田委員長

傍聴とはあくまでも議会の会議内容を聞きたいとか、そういう理

由で傍聴者がおられる認識で我々もいるので、来て撮影して悪用するかどうかはわからないがそういった例もあったという話があった。それは傍聴とは違うと思う。傍聴はしっかり議会を聞いて、見て、どういった形でどのように流れているのか、というためにあると思う。そういうことがないような形で議会運営委員会としても進めていかないといけない。

道下委員が言われたように、議会運営委員会の場で協議して、岡本委員が言われたようなことを本当に行うのであれば、規程を変えてでもやる必要があるのでは。

牛尾委員

結局、議員の個人攻撃をする。議員の正常な議会活動を妨げるようなことをされる。選挙も近いので、悪質な選挙妨害である。暴力以上、犯罪ではないかと思う。徹底してカメラで追いかけて、加工してアップロードする。

それを全く知らない者から見れば、そういう評価をその人は受ける。それを許していいのか。議会全体の問題だと思う。ある1人の議員が追い込まれていて気の毒だというレベルで終わるのではなく、議会に対する挑戦だと思う。僕らが住んでいる議会内は秩序を保って、市民のために汗をかくのが本分であるから、わけのわからないことで議会活動を阻害されるのは問題がある。見て見ぬふりはすべきではない。

笹田委員長

事務局に何うが、規程を変えるのは普通に議会運営委員会で決定して終われるものか。

下間次長

決裁をとる扱いで済むので議会運営委員会というか、議長決裁を取る案件なので。

笹田委員長

議会運営委員会でも変えられるということか。

下間次長

そうなる。議員皆の同意が得られて、議会運営委員会で承認されて、決裁を回して議長が認めれば。

笹田委員長

議会運営委員会は各会派の代表者が来ておられるし、オブザーバーの2人もおられるので、ここで決定してもよいかと思うのだが、それでよろしいか。

(「はい」という声あり)

決定するかどうかは会派に持ち帰っていただき、写真、カメラについては議論していただきたい。

もう一つ柳楽委員が言われた、休憩中に歩き回って議員や執行部のもとへ行っているいろいろなことがあるということについて、わたしも把握しているが、これについてどういった形でそういうことをさせない、しない形をつくるにはどうすればよいか、誰か意見があればお尋ねしたい。

牛尾委員

全くの私見であるが、見ていて気の毒な場面が何度もある。休憩時間といえども常任委員会の場所であることは間違いないので、そ

芦谷委員

これを支配しているのは常任委員会であれば常任委員長、であれば休憩時間といえども秩序を保つ行動をしてもらうことを義務づけることが必要では。休憩時間中に執行部に暴言を吐いたり、ここは何なのかなど。議会の常任委員会室なのか勘違いすることがある。そういうことを許すべきではない。それを誰も言わないから、やってもよいのが当たり前になってきている。それは大きな間違いだと思う。休憩時間にやってよいのは、委員会中の審議で確認したいことなどで陳述者や執行部と議論するのはよいと思うが、我が物顔で議員の間に入り込んでいることは議員もきちんと対応して、毅然と断らないと。そこがなあなあになっている。

笹田委員長
下間次長

次長が何か言いたそうだが。

そうではないが。休憩中に傍聴規程が適用になるのかどうか議長会にも照会させていただいたのだが、休憩中は該当にならないとのことだったので、そうすると庁舎管理上のところで。

笹田委員長

例えば線を引いて、傍聴者が入れる範囲を定めることは可能か。可能だと思うが。

牛尾委員
西村議員

傍聴者はロビーで画面を見てもらったらどうか。

執行部のほうは苦勞されているのだろうと思う。既に限界を超えていると思ってみている。

確認しておいてほしいのだが、市の顧問弁護士がどのように活用されているのか。あのような面では機能していないのか。それとも弁護士から見れば業務対象外なのか。

議会も執行部も、弁護士の知恵を借りるべきときだと私は思っている。人間性を否定するような言動をやられたときには、具体的な形でそれを切り返す。言葉として。あるいは文書としてかよくわからないが、そのときに対応するノウハウも含めて。具体的にはこういう言葉で返そうというところまで議論を具体化しないとだめだと思う。事態はそこまで来ている。ぜひ相談してほしい。

笹田委員長

今までもいろいろあったと思うが、顧問弁護士にも相談されているだろう。

古森局長

何年前だったかははっきり覚えていないが、今の市長が就任直後、それから議員になられたときに、職員がしんどい思いをした、窓口でいろいろあったりしたため、弁護士と相談して市長名で、何項目かにわたった文書を本人に渡したことがある。

そのときには結局、その文書を見て、こういうことがどこであったのかと庁内を歩いて調査して回られて、余計にしんどくなってしまったという現実もあった。

それは一応弁護士の意見も聞いた上で作成したものではあるが、そういったことがあった。

笹田委員長

それだけか。

古森局長
笹田委員長
古森局長
笹田委員長
西村議員

私知っている限りではそれだけである。
現在について顧問弁護士の方の協力などは得られてない状況か。
私が人事課のときにあった事例として理解しているだけである。
こういったケースでも顧問弁護士を。
例えばこういう言葉を言われたら、そういう言葉に対して具体的にこう返す、こう返す根拠はこういう法に基づいて返すのだということまで具体化しないと。それは反撃にならない。半年前のことを持ち出して、うまく切り返されて終わったのだから要するに。だからそういうことではなく、そのときにどう返すのか。その根拠は何か。そこまで調べて確信を持って、言う側も反撃する。そうしないと反撃できない。

笹田委員長

時間が長引いたので休憩を入れたい。

[14時 18分 休憩]

[14時 32分 再開]

笹田委員長

委員会を再開する。この件に関しては先ほど申したように会派に持ち帰っていただき、再度次回に協議したい。よろしく願います。
では次回の日程を調整する。何もなければ8月25日の議会運営委員会があるが、その間にやっておいたほうがよいかと思うがいかかか。

《 以下、日程調整 》

8月10日の13時半までに協議していただきたい。よろしいか。

(「はい」という声あり)

最後にお願いが、本日の内容については会派で共有していただくようお願いする。以上で委員会を終了する。

[14 時 33 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 笹田 卓